

令和元年 9 月 17 日

各 位

東京都台東区浅草橋 1－3－14
東京文具工業健康保険組合

令和元年台風 15 号の影響による
停電に伴う災害救助法の適用について

令和元年 9 月の台風 15 号による災害被害により、被害にあわれた被保険者及び被扶養者、並びに事業所の皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。

当組合では、下記の災害救助法適用地域にお住まいで、被災された被保険者及び被扶養者の方々につきましては、次の支援措置を行いますのでお知らせいたします。

【災害救助法適用地域】

千葉県 千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

1.健康保険被保険者証（保険証）の提示ができないとき

被災して被保険者証を紛失・消失し、あるいは家に残したまま避難しているため医療機関等の窓口で保険証が提示できない場合でも、次の事項を申告すれば受診できます。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 連絡先（電話番号等）
- (4) 勤務する事業所名

2.健康保険被保険者証（保険証）の再交付

保険証を紛失し、再交付が必要となった場合は、勤務する事業所にご連絡いただくようお願いします。当組合では速やかに被保険者証を再発行いたします。

※この手続きは通常事業主を経由して行っていますが、困難な場合は当組合まで直接ご連絡ください。

3. 保険料の納付期限の延長および納付猶予について

今回の災害により被災した事業所および任意継続被保険者の方に対して、その被害状況に応じて、保険料の納付期限の延長および納付猶予をいたします。

※ご不明な点等がございましたら、東京文具工業健康保険組合までお問い合わせください。

なお、災害救助法適用市町村は、「[内閣府 防災情報のページ](#)」でご確認いただけます。

【お問い合わせ先】

電話：03-3866-8141